

自治体における「障がい者福祉」の取り組み  
高齢社会に向けた医療・福祉システムと自治体の役割

奈川県立保健福祉大学 教授 河 幹夫 氏

権利と権利との狭間・・・合理的配慮

### 1. 社会福祉の2つの基盤

自由権と社会権は、混同される。

アメリカの権利論は自由権。アメリカは、オバマケアを作ろうとしているが日本では国保がS 36 に出来ている。社会権を作るのかは民主主義の判断であり、自由権はあるのかは議論する事はない。自由権と社会権を分けて判断してほしい。アメリカで社会保障は年金制度しかない。黒人も白人もバスに乗る自由がある。黒人がバスに乗れないのは自由権の侵害であるという議論。障がい者福祉の議論も同じである。車いすを必要。押さないと町に出られない。障がい者が町に出てはいけないという議論は考えられない。日本は、車いすを押す人の人件費は何とかできないかという議論は社会権の議論。盲導犬を連れて喫茶店を連れて入ることぐらいまでは、自由権の議論である。

富士山に登る自由は誰でもある。江戸時代には、女性は登ってはいけなかったが、明治以降は誰でも登れる。それが自由権である。

現実には、自由がないから登れないのではない。ボランティアで手伝ってくれる人が居れば登れる。

手伝いがサービス給付。

「どう社会権を作るのか。どう自治体の中で支援するのか。どう多くの人から集めた税金を使うのか。」

### 2. 社会権の形成と「社会サービス」給付

・そのまちに住み続けることができ、幸せに住む。出来たら、自分の子ども達も住み続けることができるまちにする事。

①自分が住み続けられるまちを作ることができるのか。

②子どもたちも住み続けられることができるのか。

③引越してこないかと言える町にできるか。

### 3. 社会福祉実践の理念—保護から支援へ

国が一律に全国命令をかけて福祉事業を提供であれば、間違いなくできる。法律的である。保護は高齢者、障がい者からはいい事だということからきている。日本は保護から脱却したい「保護から支援へ」

全国一律にごはん一杯を支給するのは 20 世紀の平等。

例えば、お風呂は週 2 日で月曜木曜もしくは火曜金曜。そうすると月曜夜、熱っぽいけど無理して入る。そうすると火曜日に熱が出る。週 2 回は、その人のリズムに合わないことがある。保護はこのままでいいのか。

「田内千鶴子さん」は、韓国の孤児 3000 人を育て上げ、韓国の木浦で「共生園」という施設を造りあげた方。その方が日本で韓国の方も入れる老人ホームを作った。韓国人は、キムチが食べられないと生活ができない。「郷に入れば郷に従え」じゃないのかと思うが、実は韓国の方からすると、それが生活である。韓国の方が施設に入れないということはないが、キムチを食べられないと施設に入らないと言う人が多い。そういった、それぞれの個性を生かせるようにしたのが介護保険制度である。

保護を支援に置き換えて被害を受けたのが障がい者。

国が一律に命令でなく、それぞれの施設の中で生活のリズムが守れることが支援。

合理的配慮とは、生活のリズムを作るためのもの。絶対しなければいけない自由権、社会権の間に合理的配慮がある。全国一律は綺麗だが、生活を考えるとどうなのか。

北海道からは除雪費を出してほしいという声はあるが、沖縄からはない。それぞれ欲しいものは違う。サービス給付はそこに働く人がいないといけない。

夕張市の話。

新聞に財政破たんしたから病院も施設もつぶれたと書かれたが、それは絶対はない。介護保険、医療保険の会計は、市役所そのものの財政破たんの影響はない。財政破たんした夕張に住みたくないといい、お金があるが職員がいなくなり、病院や老人ホームが潰れた。住民が安心して住めることが基本である。そこに働く人が住んでいるということ、まちづくりがうまくいっているところは医療も福祉もうまくいっている。施設がなくてもそこに住めるようにすること。それがまちづくりそのものである。これからこそ、人が大事である。

保護とは何か？障がい者施設を作って引越しているのは措置である。保護は、その土地に住めるようにすること。

- ・現金給付

「年金制度」 年金機構の業務であり、給付業務には関わらない。

「生活保護制度」 地方自治体の責任で給付

- ・サービス給付

「医療保険制度」 公立は別として関係ない。

「介護保険制度」 同上

国民所得の 3 割が社会保障給付費

100 兆円とすると 60 兆円が現金給付（年金 55 兆円、生活保護 2 兆円、その他 3 兆円）、40 兆円がサービス給付（病院、福祉施設の給与）

地方税、保険料徴収は地方自治体が担う。

地方自治体の業務

行政業務は、地方公務員が行う。住民サービス提供業務は、個々に任せられている。

社会保障制度における地方自治体の業務

- ・ 現金給付における「生活保護の適用の業務」
- ・ サービス給付における「サービス提供業務」
- ・ サービス給付における「サービス整備業務」
- ・ サービス給付における「サービスフィッティング支援業務」
- ・ サービス給付における「保険者業務」
- ・ 社会保障制度における「税・保険料徴収業務」

障がい基礎年金は、納めなくても 20 歳になってももらえる。年金受給を前提に社会に出ていくことにしたらどうだろうか。人が担っていて人が住んでいるのが基本である。サービス給付の答えは遠くの町ではなく足元にある。

以上